

登録圧入工基幹技能者講習の受講資格

登録圧入工基幹技能者講習をご受講いただくには以下に示す 3 つの条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項別表上欄「とび・土工・コンクリート工事」という建設工事の種類の「くい打ち、くい抜き及び場所打ちくいを行う工事」に 10 年以上の実務経験を有し、かつそのうち 3 年以上の職長経験者であること。そして、実務経験年数および職長経験年数について事業主の証明があること。
- (2) 職長・安全衛生責任者教育を修了していること。
- (3) 熟達した作業能力を証する以下の（ア）から（オ）のいずれかに該当する者。
 - （ア） 1 級又は 2 級施工管理技士（土木・建築）
 - （イ） 1 級又は 2 級建設機械施工管理技士
 - （ウ） 圧入施工技士 1 級又は 2 級
 - （エ） 『玉掛技能講習・ガス溶接技能講習・アーク溶接特別教育』の講習をいずれも修了し、かつ、『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械（整地）技能講習・車両系建設機械（基礎）技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習』のうち 2 つ以上の講習または教育を修了した者
 - （オ） 『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械（基礎）技能講習』をいずれも修了し、かつ、『移動式クレーン運転士・クレーン運転士』のうち 1 つ以上の免許を取得した者